

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 1月22日
【会社名】	会社名 アジアグロースキャピタル株式会社
【英訳名】	新会社名 ASIA GROWTH CAPITAL, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 17,095,500円 （新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額） 917,095,500円 （注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月11日付で提出した有価証券届出書の記載事項に変更が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(訂正前)

名称	MTキャピタル匿名組合(営業者MTキャピタル合同会社(業務執行社員三田証券))
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号 三田証券内
設立根拠等	商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく組合
組成目的	当社が発行する新株予約権及び普通株投資のため
組成日	平成25年1月28日
代表者の役職及び氏名	匿名組合営業者 MTキャピタル合同会社(業務執行社員三田証券)
出資の総額	347百万円

(訂正後)

名称	MTキャピタル匿名組合(営業者MTキャピタル合同会社(業務執行社員三田証券))
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号 三田証券内
設立根拠等	商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく組合
組成目的	当社が発行する新株予約権及び普通株投資のため
組成日	平成25年1月28日
代表者の役職及び氏名	匿名組合営業者 MTキャピタル合同会社(業務執行社員三田証券)
出資の総額	50百万円

<後略>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

(訂正前)

当社と当該匿名組合との関係	当社と当該匿名組合との関係	当社の代表取締役である小川氏は、当該匿名組合に対して、 <u>小川氏がD E Sによって取得する当社普通株式8,675,000株（平成25年1月10日終値である40円換算の時価347,000,000円）の全株について、現物出資を行う予定です。</u> なお、当社は、当該匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社からは、当該匿名組合による業務執行に際して、匿名組合上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。
	当社と営業者との関係	当社と当該匿名組合の営業者との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。 当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券株式会社は第11回新株予約権の割当先です。

(訂正後)

当社と当該匿名組合との関係	当社と当該匿名組合との関係	当社の代表取締役である小川氏は、当該匿名組合に対して、 <u>4,950万円の匿名組合出資を行う予定です。匿名組合出資を行う目的は、当初の行使資金として最低限の匿名組合の自己資本がなお必要であるとともに、割当予定先の信用力を一定限度保持し、株価の変動等による債務超過リスクを軽減・吸収するためであります。</u> なお、当社は、当該匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社からは、当該匿名組合による業務執行に際して、匿名組合上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。
	当社と営業者との関係	当社と当該匿名組合の営業者との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。 当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券株式会社は第11回新株予約権の割当先です。

< 中略 >

c. 割当予定先の選定理由

(訂正前)

< 中略 >

また、今回は可及的速やかに株主価値向上のため新株予約権の行使の促進が行われる必要があるため、小川氏にD E Sによる新株をMTキャピタル合同会社に抛出して頂き、投資家であるMTキャピタル合同会社の自己資金を充実させ、新株予約権行使を促進させることにより、より多くのDW株式取得のための資金の調達を促すことが企図されております。MTキャピタル合同会社によれば、匿名組合に対して小川氏が現物出資する株式は下記f.に記載の通り、予約権行使と同時に行使日の時価で合同会社によって売却されることにより、行使日と決済日の間の当社株式の価格変動リスクがヘッジされ、行使価格と時価の差額を利益として行使時に確定することができます。行使後の価格変動を考慮することなく、行使日に時価が行使価額を上回ってさえいれば損失が出ないため、行使が促進されると考えております。

(訂正後)

(下線部削除)

e．株券等の保有方針

(訂正前)

当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社（業務執行社員三田証券株式会社）より、本新株予約権の割当てを受け、その裁量において、本新株予約権を行使のうえ、行使によって取得した当社株式を、市場動向を勘案しつつ適宜市場にて売却を進めていく旨説明を受けております。また、本新株予約権の第三者割当てと並行して実施されるデット・エクイティ・スワップにより小川氏に割当られる当社株式（以下「本件出資株式」といいます。）については、小川氏より、本件出資株式の全部をMTキャピタル合同株式会社を営業者とする匿名組合に現物出資し、MTキャピタル合同会社にその運用を一任する予定である旨説明を受けております。MTキャピタル合同会社に匿名組合出資する目的は、MTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合に割り当てられる本新株予約権の行使を促進することであり、本株予約権の行使と同時に行使日の時価で本件出資株式を売却することにより、行使日と決済日の間の当社株式の価格変動リスクがヘッジされ、行使価格と時価の差額を利益として行使時に確定することが可能となり、これにより行使後の価格変動を考慮することなく、行使日に時価が行使価額を上回ってさえいれば損失が出ないため、行使が促進されると考えております。また本件出資株式は三田証券からの新株予約権行使のための融資を保全するための資産ともなり、融資が円滑に実施される結果として新株予約権の行使が促進されると考えております。上記のように小川氏の株式は予約権行使時の価格変動リスクをヘッジする目的で主に使用されますが、三田証券からの融資額が本新株予約権行使の原資に不足する場合には、当該株式を市場売却しその代金を本新株予約権行使の原資とする場合があります。

<後略>

(訂正後)

当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社（業務執行社員三田証券株式会社）より、本新株予約権の割当てを受け、その裁量において、本新株予約権を行使のうえ、行使によって取得した当社株式を、市場動向を勘案しつつ適宜市場にて売却を進めていく旨説明を受けております。

(下線部削除)

<後略>

f．払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

当社は、本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル合同会社、及びその業務執行社員である三田証券から、本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの確約をいただくとともに、本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況についてヒアリングを十分に行いました。その結果、本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金は、主として三田証券から新株予約権運用上必要となるMTキャピタル合同会社へ新株予約権の行使に応じて貸付られる600百万円の貸付枠、及び当社社長である小川氏がMTキャピタル合同会社へ匿名組合出資する本件出資株式（8,675,000株）をMTキャピタル合同会社が市場売却して得られる手取金（平成25年1月10日終値である40円換算で最大金347百万円）であることを確認いたしました。上記確認のため当社はMTキャピタル合同会社と三田証券及び小川氏との各匿名組合契約、MTキャピタル合同会社の金融機関の預金残高を精査いたしました。更に、当社はMTキャピタル合同会社の業務執行社員である三田証券より、本新株予約権の行使方法として、まず三田証券より貸付られた現金を行使価額の払込に充当するとともに、小川氏から現物出資された当社株式を、本新株予約権行使日に行使により発行される株式と同数、時価相当額で市場売却し、当該行使により発行された株式を当該市場売却した株式の決済に充当するとともに、株式の市場売却による手取り金を回収して三田証券からMTキャピタル合同会社への融資残高が行使に伴って逦増せず、保有株式数も逦減しないことを基本とする旨、但し、市場売却と本新株予約権の行使を同時に行わずにキャッシュを取り崩す場合または、三田証券からの融資枠600百万円で行使に必要な払込金に不足する場合には、必要に応じて三田証券から追加の融資を受けるかまたは現物出資された株式を市場売却してその代金を新株予約権の行使代金に充当し、その場合は融資残高が増加するかまたは現物出資された株式が減少する旨を確認しております。融資枠の保全のための株式の現物出資及び三田証券からの新株予約権行使のための貸付枠600百万円が新株予約権行使のための資金としては十分な必要資金であることを確認いたしました。運用方針は、本株式の市場価格が本新株予約権の行使価額を上回っている場合、本新株予約権を行使のうえ、行使によって取得した本株式を市場動向を勘案しつつ、適宜市場にて売却（1日あたり出来高に対して概ね20 - 30%を売却）小川氏より現物出資を受けた株式については、上記に説明したとおり、予約権行使と同時に行使日の時価で合同会社によって売却されることにより、行使日と決済日の間の当社株式の価格変動リスクがヘッジされ、行使時に行使価格と時価の差額を利益として確定することができます。行使後の価格変動を考慮することなく、行使日に時価が行使価額を上回ってさえいれば損失が出ないため、行使が促進されると考えております。三田証券については平成24年11月30日現在の試算表により、平成24年11月30日現在における三田証券の現預金等の財産の状況及び上記融資枠設定に関する三田証券のコミットメントを確認いたしました。これらにより当社は、割当予定先による本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保

・調達になんら支障がないことを確認いたしました。

（訂正後）

当社は、本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル合同会社、及びその業務執行社員である三田証券から、本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの確約をいただくとともに、本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況についてヒアリングを十分に行いました。その結果、本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金は、主として三田証券から新株予約権運用上必要となるMTキャピタル合同会社へ新株予約権の行使に応じて貸付られる900百万円の貸付枠、及び当社社長である小川氏がMTキャピタル合同会社へ匿名組合出資する現金4,950万円であることを確認いたしました。上記確認のため当社はMTキャピタル合同会社と小川氏との匿名組合契約、MTキャピタル合同会社および小川氏の金融機関の預金残高を精査いたしました。更に、三田証券からの新株予約権行使のための貸付枠900百万円及び小川氏がMTキャピタル合同会社へ匿名組合出資する現金4,950万円が新株予約権行使のための資金としては十分な必要資金であることを確認いたしました。運用方針は、本株式の市場価格が本新株予約権の行使価額を上回っている場合、本新株予約権を行使のうえ、行使によって取得した本株式を市場動向を勘案しつつ、適宜市場にて売却（1日あたり出来高に対して概ね20 - 30%を売却）する旨確認しております。三田証券については平成24年11月30日現在の試算表により、平成24年11月30日現在における三田証券の現預金等の財産の状況及び上記融資枠設定に関する三田証券のコミットメントを確認いたしました。これらにより当社は、割当予定先による本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達になんら支障がないことを確認いたしました。